

17 国土調査法

[国土調査の成果の認証に準ずる指定] (第19条第5項)

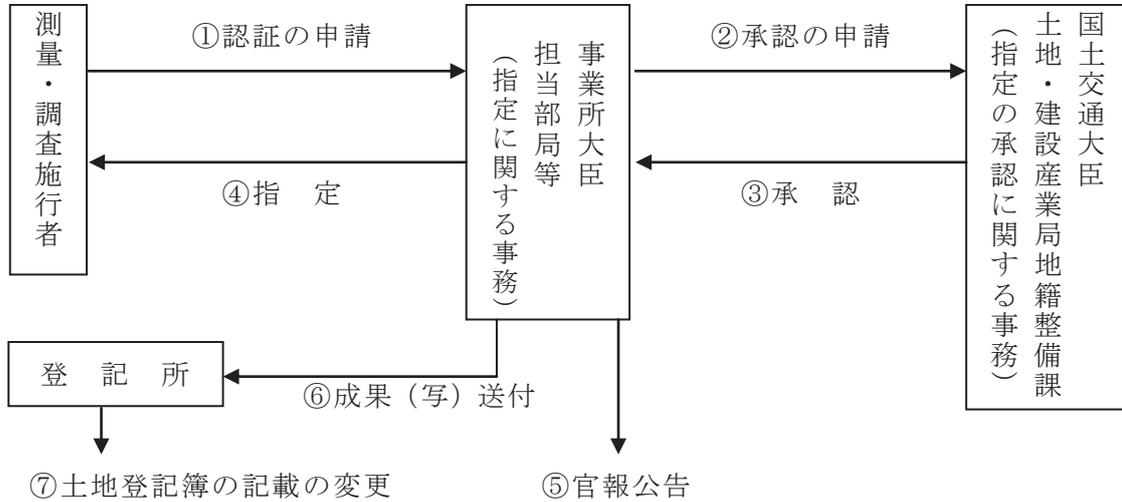
<p>法の趣旨</p>	<p>国土調査法に基づく地籍調査は、一筆地ごとの地籍（所有者、地番、地目、筆界、面積）に関する調査・測量を行い、その成果として地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成するものである。</p> <p>この成果は、所定の審査を行った後、都道府県知事または主務大臣の認証、公告を経て、市町村等において行政的な利用または一般の閲覧に供されるほか、登記所にその写しが送付され、登記にも反映されることになっている。</p> <p>国土調査法第19条第5項は、地籍調査以外の事業によって作成された地図及び簿冊が、地籍調査の成果と同等以上の精度と正確さを有すれば、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定するという趣旨のものである。これを「国土調査法第19条第5項指定」または「国土調査の成果の認証に準ずる指定」と呼んでおり、次のような意義がある。</p> <p>①当該事業の成果の精度・正確さが、地籍調査の成果と同等以上であることが公証され、その調査・測量が極めて正確なものであるという権威付けがなされる。</p> <p>②類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、いわゆる総合的に地籍の明確化を推進することができる。</p> <p>③地籍調査完了後、広い範囲にわたって一筆ごとの土地の形状が変更された場合に、以前に行われた地籍調査の成果の効果が確保できる。</p>
<p>指定の対象</p>	<p>『法令により19条5項指定が義務付けられている事業』</p> <p>①「新住宅市街地開発法」に基づく新住宅市街地開発事業</p> <p>②「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」及び「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づく工業団地造成事業</p> <p>③「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく流通業務市街地整備事業</p> <p>『指導通達等により指定の推進が図られているもの』</p> <p>①換地を伴う土地改良事業により作成された確定測量図 〔経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、 畑地帯総合整備事業、基盤整備促進事業など〕</p> <p>②土地区画整理事業により作成された確定測量図</p> <p>③民間または地方公共団体等が行う事業により作成された確定測量図（①、②以外の事業） 〔住宅団地造成、工業団地造成、店舗敷地造成など〕</p>
<p>指定の条件</p>	<p>①測量法に基づく測量が行われ、地点の位置が平面直角座標値及び日本水準原点を基準とする高さで表示されていること。</p> <p>②国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないこと。（観測・測定及び計算等について地籍調査作業規程準則及び同運用基準に規定するものと同様以上のものが実施されていること）</p> <p>※ なお、指定面積の多寡は問わない。</p>
<p>担当機関</p>	<p>農林水産部 農村計画課</p>

手続フローチャート

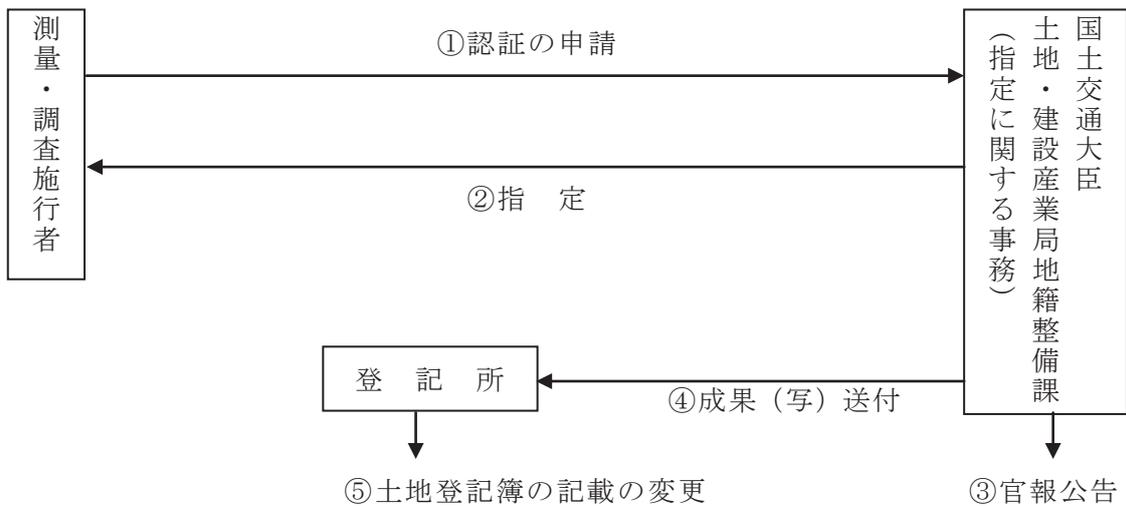
①国土調査法第19条第5項指定の手続き

(ア) 国の機関以外の事業で所管大臣が指定に関する事務を実施している場合

- 土地改良事業の事業所管大臣は農林水産大臣
- 土地区画整理事業の事業所管大臣は国土交通大臣



(イ) 国の機関及び(ア)以外の事業の場合



注)

- ・ 認証の申請 : 国土調査法第19条第5項、国土調査法施行令第10条第1項・2項
- ・ 指定 : 国土調査法第19条第5項
- ・ 承認の申請 : 国土調査法第19条第6項、国土調査法施行令第10条第3項、第8条第1項・2項
- ・ 承認 : 国土調査法第19条第6項
- ・ 成果(写)送付 : 国土調査法第20条第1項
- ・ 土地登記簿の記載の変更 : 国土調査法第20条第2項
- ・ 官報公告 : 国土調査法施行令第11条

備考

詳しくは、国土交通省の地籍Webサイトに掲載の「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」(H30.5国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)をご確認ください。